

人権教育を取り巻く諸情勢について（令和3年3月）

～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～

本資料のコンセプト・活用方法

本資料は、学校における人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）策定後の学校制度の改革や、国内外の人権教育をめぐる社会情勢の変化について、第三次とりまとめとの関係性を補足するものとして作成したものです。教育委員会や学校現場の人権教育担当者向けの資料となっていますので、教育委員会や学校現場で人権教育の内容を検討される際、第三次とりまとめと併せてご活用ください。

本資料の構成・内容

はじめに

I. 学校における人権教育の推進

1. 人権教育の重要性

2. 人権教育の総合的な推進

(1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成

人権教育と新学習指導要領（社会に開かれた教育課程の実現、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善）やGIGAスクール構想について、第三次とりまとめとの関係性を記載。

(2) 人権尊重の理念に立った生徒指導

人権教育と生徒指導提要などについて、第三次とりまとめとの関係性を記載。

(3) 人権尊重の視点に立った学校経営や学校づくり

人権教育と学校の働き方改革や組織的な取組について、第三次とりまとめとの関係性を記載。

II. 人権教育をめぐる社会情勢

1. 国際社会の主な動向

第三次取りまとめ策定後の主な動向（人権教育のための世界計画、人権教育及び研修に関する国連宣言、SDGs）を記載。

2. 国内の個別的な人権課題の主な動向

(1) 子供の人権

第三次取りまとめ策定後の主な動向（いじめ、不登校、児童虐待等に関する立法措置等）を記載。

(2) 子供以外の個別的な人権課題

第三次とりまとめ策定後の主な動向（北朝鮮当局による拉致問題、障害者虐待、障害を理由とする差別、ヘイトスピーチ、再犯防止、部落差別、インターネット上の誹謗中傷、アイヌの人々、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症に関する立法措置等）を記載。

参考資料 学習指導要領における主な関係記述の例、人権教育の実践事例、法律等の抜粋や関係文書、通知等を収録。

(参考) 補足資料の記載と第三次とりまとめの内容との対応関係

補足資料	第三次とりまとめ
はじめに	指導等の在り方編第Ⅰ章1. (1)
Ⅰ. 学校における人権教育の推進	—
1. 人権教育の重要性	指導等の在り方編第Ⅰ章
2. 人権教育の総合的な推進	指導等の在り方編第Ⅱ章、実践編
(1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成	指導等の在り方編第Ⅰ章1.、第Ⅱ章第1節1.
①社会に開かれた教育課程の実現	指導等の在り方編第Ⅰ章2. (1)、第Ⅱ章第1節3.
②カリキュラム・マネジメントの推進	指導等の在り方編第Ⅱ章第1節1.、2.
③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	指導等の在り方編第Ⅰ章1. 【参考】、第Ⅱ章第2節3.
(2) 人権尊重の理念に立った生徒指導	指導等の在り方編第Ⅱ章第1節1. (3)
(3) 人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり	指導等の在り方編第Ⅰ章2. (2) 【参考】、 第Ⅱ章第1節1. (4)、第1節2.
Ⅱ. 人権教育をめぐる社会情勢 1. 国際社会の主な動向 2. 国内の個別的な人権課題の主な動向 (1) 子供の人権 ①～③ (2) 子供以外の個別的な人権課題 ①～⑩	実践編～個別的な人権課題に対する取組～